

○特別会計条例

〔平成 11 年 4 月 1 日〕
条例第 23 号

改正	平成 12 年 3 月 9 日	条例第 1 号	平成 17 年 3 月 1 日	条例第 14 号
	平成 12 年 12 月 4 日	条例第 23 号	平成 17 年 10 月 27 日	条例第 23 号
	平成 14 年 3 月 5 日	条例第 6 号	平成 20 年 2 月 27 日	条例第 2 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。

- (1) 木曾寮特別会計 特別養護老人ホームの設置及び管理運営
- (2) 土地取得特別会計 公用若しくは、公共用に供する土地の先行取得
- (3) 介護保険特別会計 介護保険に関する事務

(歳入及び歳出)

第 2 条 前条各号に掲げる会計においては、それぞれ当該事業の収入、町村の分担金、一般会計繰入金、基金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、事業費、借入金の償還及び利子一時借入金の利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

(弾力条項)

第 3 条 第 1 条第 3 号に規定する会計においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 4 項の規定により、弾力条項を適用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 9 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 4 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 5 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 1 日条例第 14 号）

(施行期日)

- 1 この条例中、第 1 条の規定は平成 15 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(出納閉鎖期間)

- 2 平成 16 年度に係る汚泥集約センター特別会計の出納は、なお従前の例による。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 27 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年度の当該事業に係る分から適用する。

附 則（平成 20 年 2 月 27 日条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 20 年 5 月 31 日までの間に限り、この条例による廃止前の特別会計条例に規定する情報事業特別会計により経理すべき歳入又は歳出については、平成 19 年度の情報事業特別会計の歳入又は歳出として経理することができる。